

# 学童保育室感染症予防対策

## ○学童保育室を利用される皆様へのお願い

- ・利用前に児童・児童の家族がともに体温を測定し、熱が平常であることを確認してください（連絡帳に児童の体温を記載してください。）。
- ・児童又は児童の家族が体調不良の際は登室をご遠慮ください。
- ・マスク等でせきエチケット等へのご協力をお願いします。  
※学校生活でマスクが汚れる場合がありますので、替えのマスクも用意してください（汚れたマスクは持ち帰りとなりますので、袋も用意してください。）。
- ・過去に発熱や呼吸器症状等が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状等が改善するまでは入室できません。
- ・体調不良の場合は、早めのお迎えをお願いしますので、学童に入室する日は電話に出られるように準備をお願いします。

## ○学童保育室又は市役所（児童青少年課）への報告のお願い

- ・児童及び児童の家族が新型コロナウイルスにり患した場合
- ・児童及び児童の家族が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合
- ・児童及び児童の家族の所属集団（塾・習い事・学校・職場等）で新型コロナウイルスのり患者が発生した場合
- ・児童及び児童の家族の中でPCR検査を受ける場合

## ○職員の衛生対策

- ・出勤前の体温測定等職員の健康管理を徹底しています。
- ・手洗いとマスクの着用を徹底しています。

## ○飛沫感染リスクへの対応

- ・外部から来られる方も含め、職員、児童すべてマスクの着用をお願いしています。

## ○密接・密集を避けるための対応

- ・保育中、児童が密接・密集しないよう声掛けを行っています。

## ○密閉空間を避けるための対応

- ・定期的に換気を実施しています。

## ○接触感染リスクへの対応

- ・保育室内にアルコール消毒液を設置しています。
- ・ドアノブ、カウンター、机、ロッカー、本、おもちゃ等複数の人が触れる場所を定期的に、消毒しています。
- ・児童が外遊びから戻ったときには念入りに手洗いをします。
- ・児童のお迎え時、保護者には必要時以外は保育室の外でお待ちいただいています。
- ・児童の送迎時に保護者には社会的距離の確保をお願いします。